



役 場 ☎63-2111
教育委員会 ☎63-3046
保健福祉センター ☎63-1311

農業委員会委員選挙の結果について

本年7月19日をもって任期満了となった、高山村農業委員会選挙は7月5日告示され、届出のあった候補者の数は12人であり、選挙すべき定数12人を超えなかったため、投票は行われませんでした。

高山村選挙管理委員会では、7月10日に選挙会を開催し、無投票で当選された12人に対し、委員長より当選証書を附与いたしました。

当選された方々は、次のとおりです。(届出順、敬称略)

◎選挙による委員

飯塚 眞登(新田) 後藤 憲夫(五領) 後藤 健雄(判形)
松井 吉光(熊野) 田中 孝雄(本宿) 大淵 仲吉(役原)
小室 良一(関田) 角田 久哉(火の口) 星野 栄一(茶屋ヶ松)
松井 和彦(北之谷) 都筑 博(戸室) 阿部 秀章(原)

◎選任による委員

荒木 毅 議会推薦
有馬嘉太郎 議会推薦
星野まさ子 議会推薦
倉田久美子 議会推薦
後藤 幸三 農協推薦

なお、7月20日に第一回農業委員会が開催され、次のとおり役員が決まりました。

- 農業委員長 有馬嘉太郎
- 会長職務代理者 後藤 幸三
- 群馬県農業会議 第一号会議員 有馬嘉太郎

新委員さんには、今後健康にご留意され、農業経営安定のため、ご活躍されますようご期待申し上げます。



後藤 幸三



有馬嘉太郎



後藤 憲夫



松井 和彦



小室 良一



松井 吉光



飯塚 眞登



大淵 仲吉



後藤 健雄



都筑 博



角田 久哉



田中 孝雄



倉田久美子



星野まさ子



荒木 毅



阿部 秀章



星野 栄一

人権擁護委員が 替わりました

平成20年7月より3年間人権擁護委員としてご活躍いただきました大木伸一さんが6月30日をもって退任されました。

後任には、7月1日付けで法務大臣より、新たに後藤享子さんが人権擁護委員に委嘱され、7月21日法務局に於いて伝達式が行われました。人権に関する事や、困りごとなど身近な問題で悩んでいる方は、お気軽にご相談ください。



後藤 享子さん

高山村大字中山29
54番地
☎0279-631-3810

大木伸一さんに 法務大臣から 感謝状

平成20年7月より人権擁護委員としてご活躍いただきました大木伸一さんが、このたび、人権擁護活動の功績により法務大臣より感謝状を授与されました。

大木さんには3年間にわたり人権を守るための啓発活動や、住民の身近な相談者として、住民の方々からの相談や様々な問題解決にご尽力いただきました。今後とも健康に留意され、引き続きご指導いただけたいと思います。



「なかんじょ寄席」ご案内

事業名 吾妻郡文化会館自主事業「なかんじょ寄席」
開催日時 平成23年9月23日（金・祝）24日（土）
午後1時30分開場 午後2時開演
会場 23日 ツインプラザ交流ホール
24日 中之条町六合支所2階
出演者 三遊亭竜楽（落語）・前橋市出身 三遊亭
楽生（落語） 鶴田やよい（寄席囃子）三遊
亭橘也（落語）
23日のみ出演 三遊亭好の助（落語）

24日のみ出演 桂 宮治（落語）
主催 吾妻郡文化会館
入場料 全席自由席 前売券 1,000円
当日券 1,200円

入場券取扱場所
中之条町六合支所、吾妻郡文化会館、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」ツインプラザ
お問い合わせ
吾妻郡文化会館 ☎0279-75-5174 担当 剣持

10月は土地月間です

国土交通省では、毎年10月1日～31日迄の間を土地月間とし、土地問題に対する国民の理解を深め、実効ある土地関係施策を推進します。

土地に関する豆知識！

1. 国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。
2. 高山村で届出が必要な土地取引とは、取引面積が10,000㎡以上で目的が売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡等が該当となります。
3. 届出は、土地の取得者（買主）が、契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内に、

土地の所在地の市役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口（高山村では地域振興課）に届出てください。

4. 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることがあります。

お問い合わせ先

群馬県土地水対策室（☎027-226-2366）
高山村役場地域振興課（☎63-2111 内21）

学校給食を食べてみませんか！

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成23年9月30日（金）
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申し込み 高山小学校 教頭（小倉）まで
電話（63-2001）でお申し込みください。
- 締め切り 9月27日（火）まで
※先着22名とさせていただきます。

※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけ下さい。

予定献立

- ・ ご飯 ・ 牛乳 ・ 鶏のからあげ
- ・ ひじきと高野豆腐の炒め煮
- ・ 秋のけんちん汁 ・ ぶどう



今年度4回目の学校給食の試食会を実施します！9月の給食目標は「バランスの良い食事を知ろう」です。好き嫌いをなくしてバランスの良い栄養がとれる献立になっています。どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。

指定管理者から

「ふれあいプラザ」の秋の取り組みをご紹介します。子供たちの企画がメジロ押しです。

- 1) ふれあいプラザのニューキャラクター「プラザマン」。その「プラザマンチェックシート」に子供たちが自分の入浴マナーをチェックしてフロントに提出すると、フロントのお姉さんからご褒美のお菓子がもらえます。
- 2) 1階お食事処では「お子様カレー」「お子さまランチ」を、ドリンク・おまけ付きで始めました。

- 3) 売店では“ワンピースフィギュア”の販売を始めました。大人たちには耳慣れない言葉ですが子供たちはみんな知っています。
 - 4) 1階の廊下にあるガチャガチャ商品「AKB48」を追加し、充実させました。
- 上記は取り組みの一端ですが、子供たちも楽しめる「ふれあいプラザ」に変身中です。

高山村観光施設指定管理者
(株)ワクワクたかやま

「法律相談会」実施について

群馬県弁護士会主催による一斉無料相談会を実施いたします。

サラ金・ヤミ金でお困りの方、相続の問題や離婚等で弁護士のアドバイスが欲しい方、交通事故に遭われてお困りの方、土地の境界でもめている方等に正確適切な法律的アドバイスを差し上げます。

相談を希望される方は、次により法律相談会を実施いたしますので、ご利用下さい。

○日時 平成23年10月4日（火）

午後1時～午後4時まで
相談時間1人約30分

○場所 高山村役場2階会議室

○費用 無料

○申込方法

相談を希望される方は、事前予約が必要です。予約のない方や当日予約の方の受付はいたしませんので注意してください。詳しくは、役場総務課までご連絡下さい。

☎63-2111（内11）
秘密は厳守いたします。
お気軽にお申し込み下さい。

減る脂教室

最近「姿勢が悪くなってきたみたい」「お腹がぼっこりしてきたわ」「スボンがきつくなってきた」という人は、メタボリックシンドロームの危険信号です。教室で生活改善推進員と一緒に予防を心がけてはいかがでしょうか！

○日時 9月28日（水）

午前10時～午後2時

○場所 ロックハート城内

（入場口で「減る脂教室参加」と声をかけてください）

○内容 ウォーキングの方法を学

参加者募集

び、楽しく城内をウォーキングしましょう。

○参加費

500円（昼食・城内見学付き）

*運動のできる支度・運動のできる靴・帽子・甘くない飲み物などお持ちください。
*雨天決行、雨具をお持ちください。

申し込み・お問い合わせ
9月20日（火）まで
保健福祉センター
☎63-11311
食改推進事務局 藤井
または、お近くの食生活改善推進員の方へ

社明募金のご協力ありがとうございました

7月中に実施しました「社会を明るくする運動募金」は、村民皆様の善意とご協力により、総額339,848円集まりました。尊い募金は、群馬県社会を明るくする運動実施委員会を通じ

て、青少年健全育成活動費として役立てられます。募金の内訳につきましては、下記のとおりです。皆様のご協力ありがとうございました。

平成23年度 社会を明るくする運動募金集計表

(8月5日現在)

行政区	300円未満	300円以上	500円以上	1000円以上	2000円以上	3000円以上	5000円以上	計
原	107	1	7	4		1		120
	21,350	300	3,500	4,000		3,000		32,150
本宿	92	9	11	3		2		117
	18,400	2,700	5,500	3,000		6,000		35,600
新田	128	6	21	9	1	2		167
	25,600	1,900	10,500	9,000	2,000	6,000		55,000
五領	70	3	4	4				81
	14,006	900	2,000	4,000				20,906
判形	164	4	13	9		1		191
	32,750	1,200	6,500	9,000		3,000		52,450
役原	37	10	6	2				55
	7,200	3,000	3,000	2,000				15,200
関田	54	5	7	8		1	1	76
	10,720	1,500	3,500	8,000		3,000	5,000	31,720
戸室	32	1	21	3		2	1	60
	6,400	300	10,500	3,000		6,000	5,000	31,200
火の口	25	1	4	3	1			34
	5,000	300	2,000	3,000	2,000			12,300
北之谷	41	1	2	3	1			48
	8,200	300	1,000	3,000	2,000			14,500
熊野	50	1	4	2				57
	10,000	300	2,100	2,000				14,400
梅沢	62	1	5	2		1		71
	12,422	300	2,500	2,000		3,000		20,222
茶屋ヶ松	21							21
	4,200							4,200
合計	883	43	105	52	3	10	2	1,098
	176,248	13,000	52,600	52,000	6,000	30,000	10,000	339,848

下水道使用料(減免期間終了)のお知らせ

高山村では、水をきれいにする事業を農業集落排水事業と浄化槽市町村整備推進事業の2つの事業において進めてまいりました。

また、つなぎ込みの推進のため、一定期間下水道使用料の超過料金分の20%減免措置を行ってまいりましたが平成23年10月検針分(9月・10月使用量)から正規の料金

を徴収させていただくこととなりました。

下水道事業の安定した維持管理ができますよう、より一層の努力をしていきたいと考えておりますので下水道利用者皆様のご理解をいただき、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは、(役場農政課 ☎63-2111)

区分	使用量 (水道の使用量と同一)	下水道料金、単価 現 行 (21㎡以上使用分に限り一律2割減免)		下水道料金、単価 10月検針分からの正規料金	
一般	20㎡まで	基本料金	2,000円	基本料金	2,000円
	21㎡~30㎡まで	1㎡当たり	80円	1㎡当たり	100円
	31㎡~50㎡まで	1㎡当たり	88円	1㎡当たり	110円
	51㎡以上	1㎡当たり	96円	1㎡当たり	120円

チャリティーグラウンドゴルフ大会参加者募集について

高山村社会福祉協議会では、村民相互の親睦と地域福祉へのご理解を深めるために、下記日程により『第16回・チャリティーグラウンドゴルフ大会』を開催いたします。

この大会で寄せられたチャリティー募金は、村の地域福祉活動事業費として有効に活用させていただきますので、村民皆様のご協力をよろしくお願い致します。

○日 時 平成23年9月26日(月)午後12時30分開会

※雨天の場合 9月27日(火)

○会 場 高山運動公園(バス大学グラウンド)

○申 込 み 9月12日迄に6人1チームで取りまとめのうえ、社会福祉協議会にお申し込み下さい。尚、お申込の際には、名前・年齢・チームの記録係1名が必要となります。

○お問い合わせ 不明な点がございましたら、高山村社会福祉協議会まで(☎63-2075)連絡をお願い致します。

国民年金



国民年金には保険料の免除制度や 若年者納付猶予制度などがあります

○ 国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手がなくなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

○ 申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、平成23年7月から平成24年6月までです。

○ 若年者納付猶予制度

30歳未満で、世帯主の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

承認期間は、平成23年7月から平成24年6月までです。

○ 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

承認期間は、平成23年4月から平成24年3月までです。

※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度とともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業等による理由を除く)。

※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度について、くわしくは年金事務所または役場住民課国民年金担当へご相談ください。

・ 澁川年金事務所 国民年金課
(☎0279・22・1607)

人口と世帯数 (8月1日現在)

人口	4,000人 (- 8)
男	1,952人 (- 2)
女	2,048人 (- 6)
世帯数	1,313世帯(± 0)

※()内は、前月との比較

納税等

★印が9月に納めていただく税等です。

	村民税	県税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上・下水道使用料
4月				●				
5月			●					●
6月	●							
7月			●		●	●	●	●
8月	●				●	●	●	
9月					★	★	★	★
10月	●		●		●	●	●	
11月					●	●	●	●
12月					●	●	●	
1月	●		●		●	●	●	●
2月					●	●	●	
3月					●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費